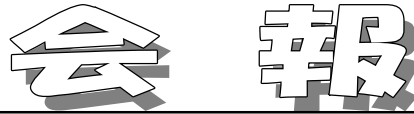


第 15 号

2013年 9 月 7 日

郵政「65歳解雇裁判」支える会



東京都千代田区外神田 6-15-14

外神田ストーク 502 号

郵政共同センター内

TEL:03-3837-5391/ FAX:03-3837-5392

メール : postunion@pop21.odn.ne.jp

第 9 回口頭弁論報告

8月7日、第9回口頭弁論が行われました。今回も43名の方に傍聴支援を頂き傍聴席には入りきれない状況でした。原告を始め、大変力強く感じています。

今回の弁論では、本件が「終業規則上明示された更新の上限に対する事案」なので、郵政公社からの雇用の継続性を認めて解雇を無効とした「萩原高裁判決の射程範囲外」という会社の主張に対する再反論と就業規則の郵政公社からの連続性、不利益変更についての主張を行いました。さらに、就業規則の制定、改訂に際しても職員代表の選出が適法に行われていたとは言えないことや労基署への届出が行われていなかったことなどを指摘し、その有効性に疑問があることを主張しました。就業規則を制定、改定した場合には職場の労働者代表か職場の過半数の労働者を組織している労働組合の意見書を添付して労基署に届け出ることを義務づけられています。原告の働いていた花見川、高輪、三鷹、尼崎支店では届出がされていませんでした。また、他の支店でも労働者代表としては疑問あるJP労組本部の意見書を添付していることが判明しました。法律すら守らない郵政のブラックぶりがここでも明らかになりました。

郵政ユニオンが期間雇用社員の65歳雇用の原則打ち切りに関わる協約を締結するに至った経緯についても、交渉過程で示されていた内容と実際に締結された内容に大きな隔たりあること、郵政ユニオンは交渉での会社の説明から「65歳を超えたことを理由に一律に雇用を打ち切られることはないだろうとの認識に立っていたこと、等を主張しました。

双方の主張はほぼ出そろっているという状況ですが、裁判長が会社に対してさらに反論するように促したため立証の準備を進めながら次回も会社が準備書面を出す予定です。

9・25東京総行動に参加を！

9月25日に東京総行動が行われます。争議を抱えている仲間が連帯し、一緒に会社等に抗議行動を行う、全一日の行動です。65歳裁判の原告と支える会もこれに参加します。

総行動は、朝8時45分に日本郵政本社前を出発集会と郵政本社への抗議行動から始まりです。みなさんの参加を是非お願いします。

<第19回支える会事務局会議報告>

- ①年末には裁判も立証段階に入る見込みですが、それに向けて証人について検討した。協約締結の経緯については旧ユニオンの山岸本部交渉部長にお願いする。また、原告が雇い止め・解雇された以降の職場実態を職場の仲間陳述書で出してもらおう。
- ②東京総行動では郵政本社への申し入れ行動を行う。会社は受け入れないと思うが？
- ③次回裁判の朝のビラ入れは郵政本社で8時～9時まで行う。参加をお願いします。
- ④署名の二次集約分の提出を次回の裁判（12月？）で行う予定。それまで可能な限り集約をお願いします。
- ⑤11月28日（木）の夜に集会を予定しています。詳しくは別途連絡しますが、参加できるよう日程調整をお願いします。

第10回口頭弁論

◆10月9日 10時30分

◆東京地裁527号法廷

*朝8時から郵政本社前でビラ入れ

*裁判終了後、弁護士会館で報告集会